

## 全頭検査による万全なBSE対策の継続に関する意見書

BSE（牛海綿状脳症）発生以来、政府は全頭検査や特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却など適切な対策を実施し、また、アメリカ政府に対しては日本と同水準の検査を要求し、輸入停止の措置をとるなど、安全対策を最優先してきました。

しかし、政府はアメリカ政府からの輸入再開を求める強い働きかけにより、食品安全委員会に諮問し、20カ月齢以下の牛の全頭検査見直し、さらに目視による牛の月齢判定法を基本的に受け入れるなど、安全基準を緩和する方向にあります。

国内でBSEが原因と見られる死者がでた状況の中で、安全対策が不十分なままアメリカ産牛肉の輸入を解禁することは、食の安全にとって重大な問題であり、国民に食に対する不安を強く与えるものであります。

よって、政府におかれては、引き続き安全対策を最優先し、日本と同水準の全頭検査体制や特定危険部位の除去等の実施がない限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月22日

長岡市議会議長 小 熊 正 志

(あて先)

内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣